

## 東海大学天文宇宙 OB 会規約

### 前文

我々東海大学天文宇宙同好会に所属していた者は、現役同好会員との相互の永遠の繋がりを求め、東海大学天文宇宙同好会に対し援助貢献する為、「東海大学天文宇宙 OB 会」を結成する我々会員は総意を結集して自主的且つ民主的に本会を運営し、目的達成の為の努力が東海大学天文宇宙同好会の永遠の発展に繋がることを確信する

### 第 1 章 [総則]

#### 第 1 条

本会は、東海大学天文宇宙 OB 会と称する

#### 第 2 条

本会は、前文における目的達成を本旨とする

#### 第 3 条

東海大学天文宇宙同好会に所属していた者並びに本会総会において認められた者は、本会会員たる資格を有する

#### 第 4 条

本会会員は、本会議決機関及び年間行事等に参加する権利を有する  
また本会運営に関して協力し本規約を遵守し、且つ総会により決定した会費を納入する

### 第 2 章 [運営：活動]

#### 第 5 条

本会は、役員として会長、副会長、会計を置く  
また会の運営に必要な担当者として、会計補佐、渉外、渉外補佐、メーリングリスト管理人、ホームページ管理人を置く  
また必要に応じて会長が指名する会長補佐を置く  
各役員及び担当者は、会員の中からそれぞれ選出され、役員及び担当者は世話役となる  
選出は改選前の世話役会（第 12 条）の合意によってなされるものとし、総会において承認を得るものとする  
任期は一年とする  
但し、任期が満了になっても次期役員が決定するまで引き続き本会職務の遂行に当たるものとする  
また、再選も認められる。

2 会長は、この会を代表し、本会の運営を統括する

又、会長宅を本会の所在地とする

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、又は欠席の時は、その職務を代行する

4 会計は、会費の徴収、銀行口座の管理及び収支計算書作成を行う

5 会計補佐は、会計が職務を遂行できない時に代行する

6 渉外は、現役同好会員との連絡を行う

7 渉外補佐は、現役同好会員との交流を援助する（遠征、学習会など）

8 メーリングリスト管理人は、メーリングリストの運用及び維持管理を行う

9 ホームページ管理人は、ホームページの運用及び維持管理を行う

10 会長補佐は、主に会長の特任事項を担当する

## 第 6 条

本会は、本会目的をすみやかに遂行する為、原則として総会を年 1 回開催する  
時期は、東海大学建学祭期間中を含む概ね 1 週間程度の期間内とする

## 第 7 条

総会は、本会の活動指針を決定する為に催され、本会運営上の最高議決機関である

## 第 8 条

総会は、本会会員の出席者によって構成される  
定足数はこれを定めない

## 第 9 条

総会における決定は総会出席者の 5 分の 3 以上の賛成を必要とする

## 第 10 条

本会は、連絡並びに意志の疎通等が円滑に行われる為に、世話役を置く

## 第 11 条

世話役は、年一回総会において、原則として卒業年次毎に選出される  
任期は一年とする  
また再選も認められる

## 第 12 条

世話役は次のことを行い、必要とあれば世話役会を招集する事が出来る  
また各々の状況により役目を分担し、円滑な運営が図られるように努める

1. 各役員、会計補佐、渉外、渉外補佐、メーリングリスト管理人、ホームページ管理人の選出
1. 東海大学天文宇宙同好会と本会との相互連絡
1. 年間行事等の企画遂行
1. 本会会員の連絡先等の把握
1. メーリングリストを連絡手段として運用
1. ホームページを広報手段として運用
1. 次期世話役との確実な引き継ぎ

## 第 13 条

本会は、年間行事等の決定連絡をすみやかに行う為に必要に応じて世話役会を開催する  
構成員は、原則として世話役とするが、一般会員の参加も歓迎する

## 第 14 条

世話役会は総会に準ずる議決機関である  
定足数並びに決定は総会のそれと同様とする  
決定事項等は、総会で異議が出ない限り本会決定事項となる

## 第 15 条

総会、及び世話役会の議事については、議事録を作成し会員に周知する

## 第 3 章 [連絡先の報告]

### 第 16 条

本会会員は世話役に連絡先を報告する  
会員は連絡先に変更があった時も、すみやかに報告する

## 第 4 章 [会計]

### 第 17 条

会費は、総会の決定による

## 第 18 条

会計報告は、次年度当初の総会において会計又は会計補佐が行う

会計、会計補佐不在の場合は世話役が行う

2 会計年度は、11 月より翌年の 10 月迄とする

3 会計が適正であることを確認するため会計監査を行う

会計監査は会計、会計補佐以外の世話役が行う

## 第 5 章 [規約改正]

### 第 19 条

本規約の本体（第 1 章～6 章）は総会のみによって改正され、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする

2 付則は世話役会の合意によって改訂できる

## 第 6 章 [付則]

### 第 20 条

本会会員は、東海大学天文宇宙同好会主催の行事に対して協力を惜しまない

また本会は各会員の職種を生かしたユニークな援助を期待する

### 第 21 条

多額な金銭物品の援助に関しては、東海大学天文宇宙同好会の正式な要請により総会又は世話役会において検討され総会において決定される

### 第 22 条

規約は役員が管理し最新のものをホームページで閲覧できるようにする

また会員名簿等の電子ファイルは役員が管理する

会員名簿は個人情報が含まれるので漏洩することの無い様厳重な管理を行う

### 第 23 条

本会の略称は、TUDOB 会とする

1974 年（昭和 49 年）11 月 3 日設立、制定

[改定／改訂／改正履歴]

1980 年（昭和 55 年）11 月 2 日改正

1988 年（昭和 63 年）11 月 3 日改正

2007 年（平成 19 年）11 月 3 日改正

2008 年（平成 20 年）11 月 3 日改訂（付則）

2012 年（平成 24 年）11 月 3 日改訂（付則）

2013 年（平成 25 年）11 月 3 日改訂（付則）

2014 年（平成 26 年）11 月 1 日改正

2015 年（平成 27 年）04 月 19 日改訂（付則）

2021 年（令和 3 年）11 月 3 日改正

2023 年（令和 5 年）11 月 5 日改定